

富士市地球温暖化対策実行計画
(事務事業編第三期計画) (改定)

令和5年4月

富士市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
(1) 国の動向.....	1
(2) 富士市の動向	1
2 計画の目的.....	2
3 計画の期間・基準年度	2
4 計画の対象とする温室効果ガス	2
第2章 温室効果ガスの排出状況	3
(1) 施設・設備の運営に伴う排出量.....	4
(2) 車両の使用に伴う排出量.....	6
(3) 一般廃棄物焼却に伴う排出量	7
(4) 下水・し尿処理に伴う排出量	8
(5) 笑気ガスの使用に伴う排出量	9
第3章 温室効果ガスの排出量削減に関する目標	10
1 温室効果ガス削減目標	10
第4章 取組の内容	12
1 施設・設備の運営に伴う排出量の削減	12
2 車両の使用に伴う排出量の削減	14
3 一般廃棄物焼却に伴う排出量の削減	15
4 下水・し尿処理に伴う排出量の削減	15
5 その他の排出量	15
6 吸収作用の保全及び強化のための措置	16
7 その他	16
第5章 実施・運用	16

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

2015（平成27）年12月のパリ協定の採択を受け、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく政府の総合計画である「地球温暖化対策計画」が2016（平成28）年5月に閣議決定されました。

その後、2018年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」において、世界全体の平均気温の上昇を抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされたことを受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

国は、2020（令和2）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021（令和3）年4月には、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%とし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。また、同年6月には、脱炭素化の基盤となる重点施策を位置付けた「地域脱炭素ロードマップ」が決定されるとともに、改正された「温対法」において、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として位置づけられ、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標等の実現への道筋が描かれました。なお、同計画では、地方公共団体の事務事業に伴う排出の多くが該当する「業務その他部門」において、51%削減が目標として定められました。

(2) 富士市の動向

本市は、2020（令和2）年7月、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として「SDGs 未来都市」に選定されました。また、2021（令和3）年4月には、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、富士市ゼロカーボンシティを宣言しました。

県内有数の産業都市である本市が、脱炭素社会の実現に向けて果たすべき役割は、非常に大きなものになります。市役所が、市内における大規模事業所のひとつとして、具体的で模範的な取組を率先して行うため、富士市地球温暖化対策実行計画（事務事業編第三期計画（改定））（以下「第三期計画（改定）」という。）を策定し、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進めることとします。

2 計画の目的

第三期計画（改定）は、地球温暖化防止に資するため、市役所自らの事務事業に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの削減を図ることを目的とします。

また、本市は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下「省エネ法」という。）における特定事業者¹に該当することから、省エネ法への対応を兼ねるものとします。

3 計画の期間・基準年度

「地球温暖化対策計画」との整合を図り、計画期間は2030年度まで、目標の達成を評価する基準年度は2013年度とします。なお、環境問題や社会情勢が大きく変化した場合などは、その都度見直しを行います。

4 計画の対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において規定されている下表の7種類の温室効果ガスのうち、市の事務事業に伴う排出がある二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類を対象とします。

温室効果ガス	対象ガス	原因となる行為
二酸化炭素	○	燃料の使用（施設、自動車）、市役所外部から供給された電気の使用、一般廃棄物の焼却、
メタン	○	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水等の処理（下水処理施設、し尿処理施設）
一酸化二窒素	○	自動車の走行、一般廃棄物の焼却、下水等の処理（下水処理施設、し尿処理施設）、麻酔剤としての一酸化二窒素（笑気ガス）の使用
ハイドロフルオロカーボン	○	ハイドロフルオロカーボンが封入された自動車用エアコンディショナーの使用、ハイドロフルオロカーボンを冷媒とする業務用空調・冷凍冷蔵機器からの漏えい
パーフルオロカーボン	×	
六ふっ化硫黄	×	
三ふっ化窒素	×	

¹ 省エネ法では、事業者全体のエネルギー使用量（原油換算）が合計して1,500kl/年以上である事業者を特定事業者等として指定し、毎年度エネルギーの使用状況等の報告を求めています。

第2章 温室効果ガスの排出状況

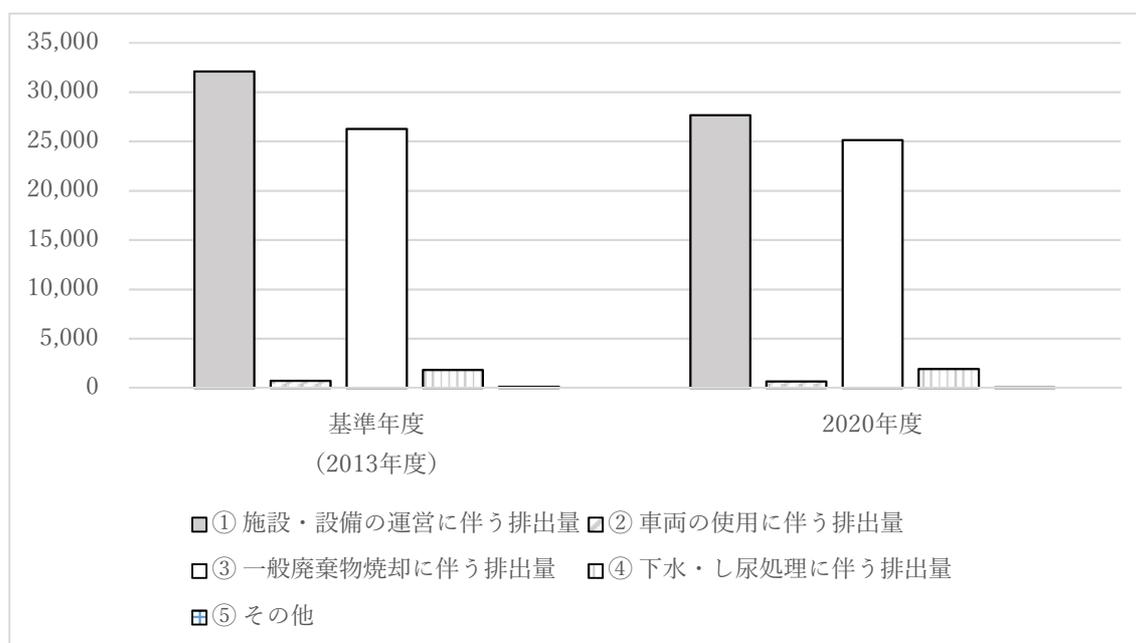
第三期計画では、温室効果ガスの総排出量を次の表に示す①から⑤の5つに区分し、各区分において目標値を設定していました。

なお、2020(令和2)年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度比で9.2%の削減という結果となっています。

2013(平成25)年度と2020(令和2)年度の区分別温室効果ガス排出量

区分	基準年度 (2013年度)	2020年度	
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	増減率 (%)
① 施設・設備の運営に伴う排出量	32,081.2	27,656.5	-13.8%
② 車両の使用に伴う排出量	742.7	659.6	-11.2%
③ 一般廃棄物焼却に伴う排出量	26,265.0	25,130.0	-4.3%
④ 下水・し尿処理に伴う排出量	1,829.1	1,924.2	5.2%
⑤ その他	111.6	71.5	-35.9%
①②③④⑤を合わせた温室効果ガス総排出量	61,029.6	55,441.8	-9.2%

温室効果ガス排出量
(t-CO₂/年)



2013(平成25)年度と2020(令和2)年度の区分別温室効果ガス排出量

(1) 施設・設備の運営に伴う排出量

区分①「施設・設備の運営に伴う排出量」について、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度に対して13.8%減少しています。

＜温室効果ガス排出量の増減要因＞

①排出係数^{※1}の低下

2020(令和2)に事業者と締結した富士市公共施設温暖化対策への協力と連携に関する包括協定に基づき、電力の地産地消を実施したことにより、排出係数が低下したことが大きな要因です。

※1 事業者が電気を1kWh発電した際の温室効果ガス排出量を示した数値です。電源構成は毎年変わるため、環境省が各電気事業者の最新の排出係数を取りまとめ、毎年公表しています。

2013(平成25)年度と2020(令和2)年度の各電気事業者の排出係数一覧

電気事業者	2013(平成25)年度 排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	2020(令和2)年度 排出係数 (t-CO ₂ /kWh)	増減率 (%)
東京電力エナジーパートナー(株)	0.000406	0.000441	8.6%
中部電力ミライズ(株)	0.000373	0.000424	13.7%
丸紅新電力(株)	0.000324	0.000484	49.4%
(株)F-Power	0.000445	0.000513	15.3%
(株)エネット		0.000408	
静岡ガス&パワー(株)		0.000084 ^{※2}	
(株)CDエナジーダイレクト		0.000432	
伊藤忠エネクス(株)	0.000293		
平均値(加重平均)	0.000395	0.000366	-7.3%

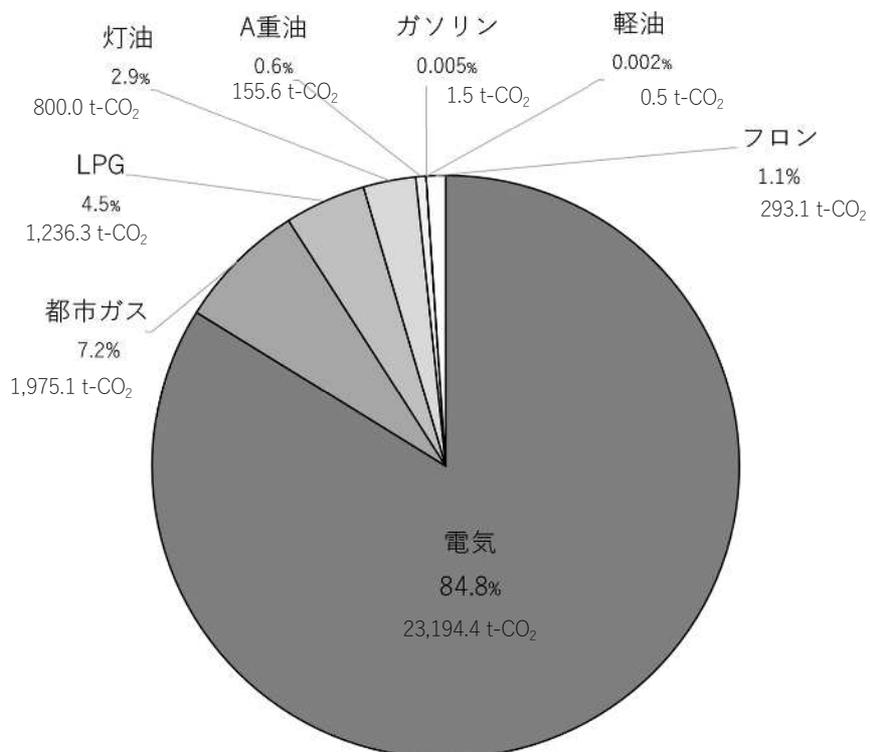
※2 2020年度は、静岡ガス&パワー(株)による排出係数0の電力調達や排出係数の高い電力の公共施設への供給が限定的であったことから、排出係数が極端に低い値となっています。今後は、静岡ガス&パワー(株)の「新環境クリーンセンターからの電力購入量」と「公共施設への発電・販売量」の安定化により、2021年度の排出係数水準(0.000270t-CO₂/kWh:通常の排出係数より4割程度低い水準)が維持される見込みとなっています。

②エネルギー（電気、ガス等）使用量の削減

各職員の省エネへの取組により、エネルギー使用量が削減されたことが温室効果ガス排出量の削減につながりました。また、富士市立中央病院 ESCO 事業、富士市文化会館 ESCO 事業の実施を中心とした省エネ設備の導入により、電気及び都市ガスの使用量が大きく削減しています。

2013(平成25)年度と2020(令和2)年度のエネルギー使用量の変化

	2013(平成25)年度 使用量	2020(令和2)年度 使用量	2013(平成25)年度と2020(令和2)年度 の比較結果	
			増減量	増減率
電気 (kWh)	68,189,574.8	63,322,500.7	-4,867,074.1	-7.1%
都市ガス (m ³)	1,208,404.4	862,496.0	-345,908.4	-28.6%
LPG (m ³)	242,090.3	188,773.7	-53,316.6	-22.0%
灯油 (ℓ)	293,154.4	321,271.5	28,117.1	9.6%
A重油 (ℓ)	62,525.9	57,433.9	-5,092.0	-8.1%
軽油 (ℓ)	1,738.0	200.0	-1,538.0	-88.5%
ガソリン (ℓ)	1,541.1	627.2	-913.9	-59.3%



(2020(令和2)年度) 温室効果ガス排出量に換算後の区分①における各項目の内訳
(CO₂換算)

(2) 車両の使用に伴う排出量

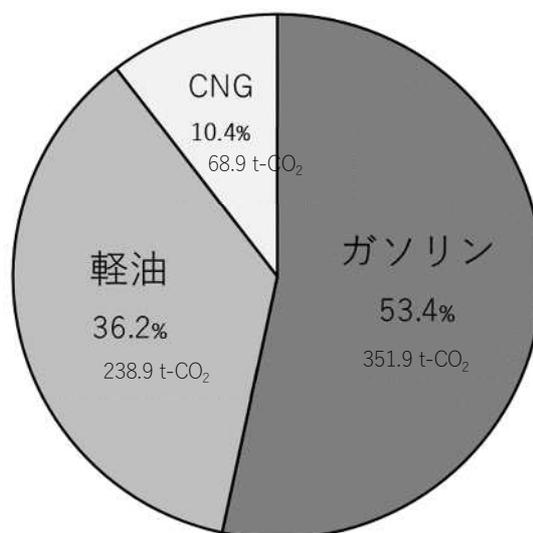
区分②「車両の使用に伴う排出量」について、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度に対して11.2%減少しています。

＜温室効果ガス排出量の増減要因＞

車両台数の削減及び燃費基準達成車への更新を行った結果、ガソリン使用量及びCNG使用量が減少したため、全体として温室効果ガス排出量が減少しました。

2013(平成25)年度と2020(令和2)年度の車両台数と各燃料使用量の変化

区分	2013(平成25)年度 使用量	2020(令和2)年度 使用量	2013(平成25)年度と 2020(令和2)年度の 比較結果	
			増減量	増減率
車両台数(台)	361	355	-6	-1.7%
ガソリン(ℓ)	178,552	146,990	-31,562	-17.7%
軽油(ℓ)	75,243	91,624	16,381	21.8%
CNG(m ³)	53,213	30,340	-22,873	-43.0%



注) 車両台数は、自動車用エアコンディショナーの使用による排出量の算出に使用しています。

(2020(令和2)年度) 温室効果ガス排出量に換算後の区分②における各項目の内訳
(CO₂換算)

(3) 一般廃棄物焼却に伴う排出量

区分③「一般廃棄物焼却に伴う排出量」について、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度に対して4.3%減少しています。

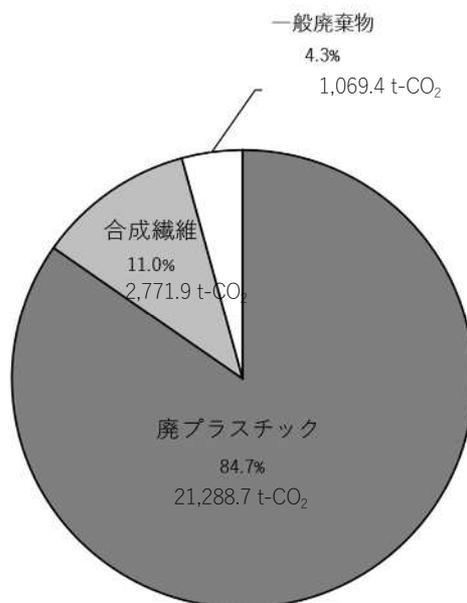
なお、この区分における温室効果ガスの排出量は、市有施設だけではなく、一般家庭等も含めた市域全体から排出された一般廃棄物の焼却量から算出しています。また、一般廃棄物の中で、焼却時に温室効果ガスの発生原因となる主な物質は、廃プラスチックと合成繊維です。

<温室効果ガス排出量の増減要因>

焼却量自体は減少傾向にあり、さらに分別の徹底が進んだことにより温室効果ガス排出量が減少したと考えられます。

2013(平成25)年度と2020(令和2)年度の各焼却量の変化

区分	2013(平成25)年度 焼却量(t)	2020(令和2)年度 焼却量(t)	2013(平成25)年度と 2020(令和2)年度の 比較結果	
			増減量	増減率
廃プラスチック(CO ₂ 排出)	7,630.0	7,685.4	55.4	0.7%
合成繊維(CO ₂ 排出)	1,701.3	1,210.5	-490.8	-28.8%
一般廃棄物 (CH ₄ ・N ₂ O排出(廃プラ・合成繊維含む))	70,128.6	63,202.6	-6,926.0	-9.9%



(2020(令和2)年度) 温室効果ガス排出量に換算後の区分③における各項目の内訳
(CO₂換算)

(4) 下水・し尿処理に伴う排出量

区分④「下水・し尿処理に伴う排出量」について、2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量は、2013(平成25)年度に対して5.2%増加しています。

なお、この区分における温室効果ガス排出量は、市有施設だけではなく、一般家庭等も含めた市域全体から排出された下水・し尿の処理量から算出しています。

＜温室効果ガス排出量の増減要因＞

公共下水道の整備が進み、下水道処理人口が増加し、東部・西部浄化センターにおける下水処理量が増加したことが挙げられます。

※実行計画(事務事業編)では、市の事務事業に伴う排出量を対象としていることから、処理施設における処理より以前の各家庭の浄化槽等での処理に伴う排出量は含みません。このため、公共下水道への接続が進むと、計画上は温室効果ガス排出量が増加となります。

しかし、右図に示したとおり、浄化槽と公共下水道では、公共下水道での処理に伴う排出量の方が少なくなります。このため、市域全体における排出量の削減を目的として、公共下水道への接続を推進しています。

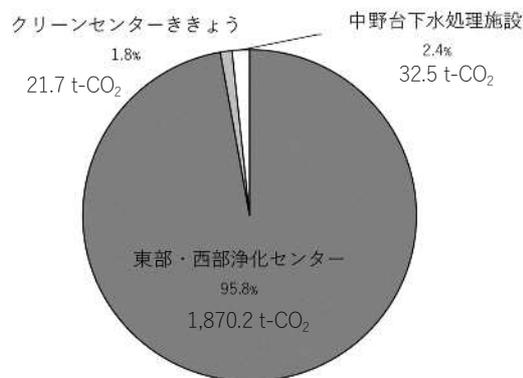
浄化槽と公共下水道の温室効果ガス排出量比較
(一人あたりの排出量：CO₂換算)



国土交通省「令和2年版 日本の水資源の現況」より
一人あたりの水使用量を104 m³/年として算出

2013(平成25)年度と2020(令和2)年度の各処理量の変化

区分	2013(平成25)年度 処理量 (m ³)	2020(令和2)年度 処理量 (m ³)	2013(平成25)年度と 2020(令和2)年度の 比較結果	
			増減量	増減率
東部・西部浄化センター	25,865,201.0	26,838,645.0	973,444.0	3.8%
クリーンセンターききょう	63,466.9	61,615.6	-1,851.3	-2.9%
中野台下水処理施設	206,729.0	190,229.0	-16,500.0	-8.0%



(2020(令和2)年度) 温室効果ガス排出量に換算後の区分④における各項目の内訳
(CO₂換算)

(5) その他（笑気ガスの使用に伴う排出量）

区分⑤「その他（笑気ガスの使用に伴う排出量）」について、2020(令和 2)年度の温室効果ガス排出量は、2013(平成 25)年度に対して 35.9%減少しています。

<温室効果ガス排出量の増減要因>

笑気ガスは中央病院にて麻酔として使用しています。手術件数や使用方法によって使用量が増減します。

2013(平成 25)年度と 2020(令和 2)年度の使用量の変化

区分	2013（平成25）年度 使用量（kg）	2020（令和2）年度 使用量（kg）	2013（平成25）年度と 2020（令和2）年度の 比較結果	
			増減量	増減率
笑気ガス	360	240	-120.0	-33.3%

第3章 温室効果ガスの排出量削減に関する目標

1 温室効果ガス削減目標

本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を 2013 年度と比較して 30.0%削減することを目指します。なお、事業の性質に応じ、5つの区分に分けて管理することとします。

また、より適切に温室効果ガス排出量を管理するため、調整後排出係数を使用しています。

- (1) 施設・設備の運営に伴う排出量…………… 51.0%削減
- (2) 車両の使用に伴う排出量…………… 35.0%削減
- (3) 一般廃棄物の焼却に伴う排出量²…………… 7.3%削減
- (4) 下水・し尿処理に伴う排出量…………… 13.4%の増加に抑制
- (5) その他の排出量³…………… 基準年度以下に抑制

区分	基準年度 (2013 年度) 実績値	目標年度 (2030 年度) 削減目標		
	排出量 (t-CO2)	排出量 (t-CO2)	増減率 (%)	削減目標の根拠
①施設・設備の運営 に伴う排出量	32,081.2	15,719.8	-51.0%	地球温暖化対策計画
②車両の使用に伴う 排出量	742.7	482.8	-35.0%	地球温暖化対策計画
③一般廃棄物の焼却 に伴う排出量	26,265.0	24,346.4	-7.3%	ごみ処理基本計画等
④下水・し尿処理に 伴う排出量	1,829.1	2,075.0	13.4%	富士市生活排水処理 長期計画等
⑤その他	111.6	111.6	0.0%	—
①②③④⑤を合わせ た温室効果ガス総排 出量	61,029.6	42,735.6	-30.0%	—

² 温対法において、市役所から排出された廃棄物、下水だけではなく、市域全体から排出された廃棄物・下水を対象とすることと定められているため、区分(3)(4)には、一般家庭などから排出された廃棄物・下水の処理に伴う温室効果ガス排出量も含まれています。

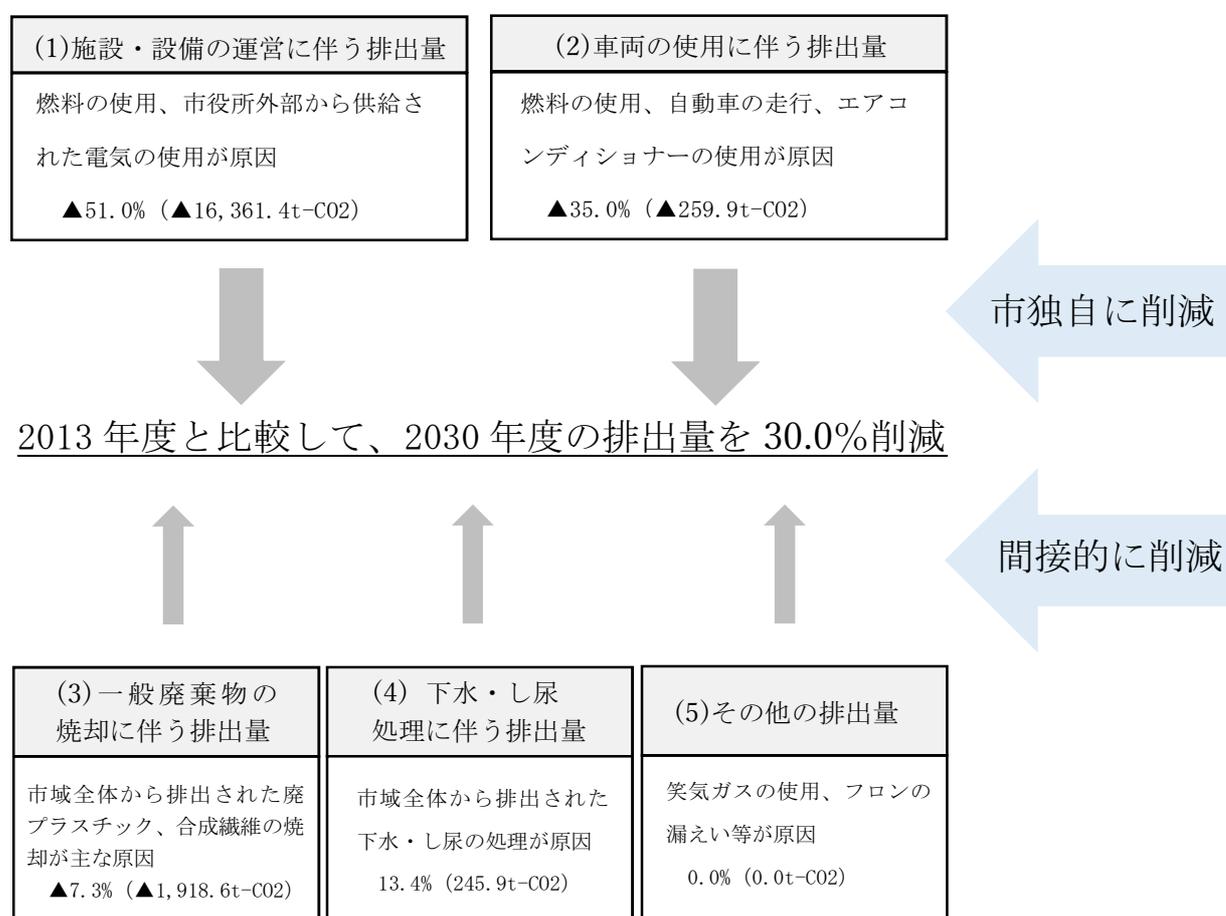
³ 麻酔剤としての笑気ガスの使用、ハイドロフルオロカーボン冷媒とする業務用空調・冷凍冷蔵機器からの漏えいに伴う排出量

2 目標設定の考え方

区分（１）（２）については、職員の取組が直接的に温室効果ガス排出量の削減に寄与することから、特に重点的に取り組むものとし、「地球温暖化対策計画」で示された目標と同水準の目標とします。

区分（３）（４）（５）については、業務の性質上、職員の取組による温室効果ガス排出量の削減効果は限定的となることから、関連計画に基づいた目標を設定し、可能な限り排出量を抑制するよう努めます。

<イメージ図>



〈参考〉公共下水道への接続推進

第三期計画（改定）では、市の事務事業に伴う排出量を対象としていることから、処理施設における処理以前の各家庭の浄化槽等での処理に伴う排出量は含みません。このため、公共下水道への接続が進むと、計画上は温室効果ガスが増加となります。しかし、浄化槽と公共下水道では、公共下水道での処理に伴う排出量の方が少なくなります。このため、市域全体における排出量の削減を目的として、公共下水道への接続を推進します。区分(4)の削減目標が「13.4%の増加に抑制」としているのはこのためです。

※一人当たりの排出量：浄化槽（27.5kg-CO2/年）、公共下水道（2.3kg-CO2/年）

第4章 取組の内容

温室効果ガスの排出量削減に関する目標を達成するため、以下の項目に取り組むものとします。なお、令和2年7月に「富士市公共施設温暖化対策への協力と連携に関する包括協定」を締結した企業グループと連携し、民間によるサービスを活用することで、継続的かつ効率的な脱炭素に向けた取組を進めていきます。



1 施設・設備の運営に伴う排出量の削減

(1) 市有施設・設備の省エネルギー化

(ア) エネルギー使用機器の省エネ法管理標準の遵守

エネルギー使用機器について、管理標準⁴を確実に策定し、設備の適正な利用を徹底します。

(イ) デマンド監視装置の活用

市有施設に導入したデマンド監視装置により、電力の使用状況を計測・監視することで、設備運用の最適化を図ります。

(ウ) 市有施設の省エネルギー診断の実施

富士市環境アドバイザー制度等の活用により、市有施設のエネルギー使用状況を診断し、エネルギー使用の合理化を図ります。

(エ) 省エネルギー確認書制度の運用

施設の新築、増築等及び500万円を超える設備の導入、更新の際には、省エネルギー確認書制度を活用し、計画的なエネルギー削減を実施します。

(オ) 環境配慮契約の推進

富士市環境配慮契約基本方針に基づき、環境に配慮した電力調達や、ESCO事業の実施、市有施設の建設を推進します。

⁴ エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めたマニュアル。施設ごとの設置が求められている。

(カ) 建築物の省エネルギー対策

(新設時)

市有施設を新設する場合は、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当とします。

※ZEB Oriented の対象：延べ面積 10,000 m²以上の建築物

(改修時)

市有施設の大規模改修を実施する場合は、ZEB Oriented 相当以上となるよう検討します。また、設備については、燃料転換や電化等を含め、より効率の高い機器の導入を検討します。

【参考】 Z E B の定義（環境法ウェブサイトより）

	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
『ZEB』	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減（再生可能エネルギーを除く） ②基準一次エネルギー消費量から 100%以上の削減（再生可能エネルギーを含む）
Nearly ZEB	ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から 50%以上の削減（再生可能エネルギーを除く） ②基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の削減（再生可能エネルギーを含む）
ZEB Ready	ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から 50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物
ZEB Oriented ※ 延 べ 面 積 10,000 m ² 以上 の建築物	ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	以下の①及び②の定量的要件を満たす建築物 ①該当する用途毎に、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること A) 事務所等、学校等、工場等は 40%以上の一次エネルギー消費量削減 B) ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等は 30%以上の一次エネルギー消費量削減 ②「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術（WEBPRO において現時点で評価されていない技術）を導入すること

(キ) L E D 照明の導入

街路灯等の既存設備を含め、L E D 照明の導入を徹底します。

(2) 再生可能エネルギーの利用促進

(ア) 太陽光発電

未利用市有地など太陽光発電設備の設置が可能な土地や市有施設を新設する際は、太陽光発電設備を最大限導入します。既存の建築物については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備を最大限導入することを徹底します。

なお、導入にあたっては、PPA モデル⁵を含むあらゆる手法を検討します。

(イ) 廃棄物発電

一般廃棄物焼却に伴う排熱を回収して発電した電力を、自家消費するとともに、余剰電力は市有施設で利用します。また、FIT 非化石証書⁶の市有施設への利用など、環境価値の地域内利用について検討します。

(ウ) 再生可能エネルギー熱

市有施設の新設または大規模改修を実施する際は、太陽熱などの再生可能エネルギー熱の活用を検討します。

2 車両の使用に伴う排出量の削減



(1) 公用車の脱炭素化

公用車における排出量の削減に向けて、公用車の台数や車種、配置の最適化を図ります。

また、公用車の購入・更新の際には、代替可能な電動車がない場合を除き、原則として電動車⁷を導入します。2030 年には、電動車に代替可能な公用車は、可能な限り電動車とします。なお、導入時には極力電気自動車となるよう検討します。

⁵ 太陽光発電設備を設置する際に「自らが設置・所有」するのではなく、「事業者（第三者）が設置・所有」するサービスモデルをいう。

⁶ 再生可能エネルギーのうち、FIT 制度を通じて買い取られた FIT 電気の非化石価値（「CO₂ を排出しない」という価値）を証書にしたもの。FIT 非化石証書を購入することで、市有施設からの CO₂ 排出量減らすことができる。

⁷ 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

(2) 移動手段の脱炭素化

業務の見直し及び効率化の検討・実施、徒歩・自転車・公共交通機関の利用促進等により、公用車の利用が最小限となるよう努めます。

(3) 車両管理標準の遵守

省エネ法の管理標準と同様、車両の運用・管理方法などを記載したマニュアル（車両管理標準）を作成し、遵守します。

3 一般廃棄物焼却に伴う排出量の削減



(1) 市域のごみ焼却量の減量及び資源化率の向上

(2) 市有施設の一般廃棄物の減量

(ア) 物品等の購入総量抑制

富士市グリーン購入基本方針に基づき、物品等の購入総量を抑制するとともに、環境負荷が少ない物品などの購入に努めます。

(イ) 分別の徹底

各施設でのごみ分別の徹底を進めます。

4 下水・し尿処理に伴う排出量の削減



浄化槽等から公共下水道への接続を推進します。

5 その他の排出量

フロンの漏えいを防ぐため、業務用空調・機器の適切な管理を実施します。

6 吸収作用の保全及び強化のための措置



以下の取組を実施することで、温対法において取り組むことが求められている「吸収作用の保全及び強化」のための措置に努めます。なお、第三期計画（改定）において数値目標は定めませんが、関連計画において着実に進捗管理を行います。

（1）適正な森林整備

「富士市森林整備計画」に基づき、間伐などの森林整備を適正に実施します。

（2）開発行為の抑制

「富士市富士・愛鷹山麓地域の森林機能の保全に関する条例」に基づき、富士・愛鷹山麓地域において重度開発を行う事業者に対し、その事業の実施に当たりあらかじめ森林喪失に係る影響の評価や必要な規模の保全措置の実施を求めることで、富士・愛鷹山麓の森林が持つ公益的機能を維持します。

7 その他

温室効果ガス排出量の削減に向けた新たな手法を検討します。

第5章 実施・運用

富士市環境マネジメントシステムに則り、実施・運用します。

富士市行政資料登録番号

R 4 - 5 9